3 「男女共同参画配慮度評価」による計画の推進

(1) 男女共同参画配慮度評価とは

「埼玉県男女共同参画基本計画」を実効性あるものとするため、県施策について男女共同参画 を推進する視点からの配慮の度合いを評価します。

自己チェックとして、各課は担当施策等の企画・立案、実施後の状況について、男女共同参画の視点から取組に対する配慮の度合いを評価し、人権・男女共同参画課に報告をします。人権・男女共同参画課では、この結果を取りまとめ、各課にフィードバックすることで、全庁的に男女共同参画に配慮された事業の推進を図ります。

また、外部チェックとして、埼玉県男女共同参画審議会では実施状況をチェックし、意見を述べます。



(2) 評価方法及び内容

①自己チェック

ア 事業のチェック

全庁、全施策を対象に、施策の企画・立案、実施後の状況についてチェックします。

【新規事業】

「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画を推進する視点から、施策の基本的方向について施策の企画・立案時にチェックを実施します。

【埼玉県男女共同参画基本計画に関する主な事業】

実施後の状況について、「チェックポイント 7717 」に基づきチェックを行いました。その結果については、次ページの概要のとおりです。



- 1 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
- 2 事業の企画、立案、実施の際、女性、男性双方の意見を聞いたか 又は、双方が参加したか
- 3 女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮をしたか
- 4 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
- 5 事業の効果が女性、男性それぞれに寄与したか
- ※性の多様性の尊重の視点から、性別の把握の際には、必要な配慮を行う。
 【(例)性別欄に、「その他」「答えたくない」等を設ける。】

イ 日常の取組 (職員の意識改革・広報・県民サービス) について 【職員の意識改革】

男女共同参画の視点から、職場環境・県民サービスについて、職員が行う自己チェックを実施し、その結果を職場研修などで活用し、職員の意識改革を進めます。

【広報・県民サービスの向上】

「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を活用しながら、行政広報のチェックなどを 行い、県民サービスの向上を図ります。

②外部チェック

「埼玉県男女共同参画基本計画」の関連事業については、令和5年2月17日に開催された男女 共同参画審議会において、審議されました。